

講師の取扱い

- 1 講師は、担当する科目に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てるものとし、講師要件は別表のとおりとする。
- 2 介護福祉士等の国家資格を有する者及びそれに準じる資格を有する者の場合は、その資格を生かし教育内容に関連する業務に原則として3年以上従事していること。それ以外の者については、教育内容に関連する業務に原則として5年以上従事していて、社会通念上当該科目の担当に適任であると認められる者であること。
- 3 大学、短期大学及び介護福祉士養成校等の教員（非常勤を含む。）については、その担当科目等により適任であると認められるものであること。
- 4 講義科目については、質疑応答が可能なレベルであり、かつ、グループ討論形式を取り入れる場合には、的確な方向性を指示・指導できる経験、能力を有すること。
- 5 実技科目については、安全を確保した上での的確な指導ができるレベルであること。
- 6 講師の経歴、資格、実務経験等を明らかにした講師一覧（参考1）及び講師履歴（参考2）を整備する。なお、同一年度中に複数コースの研修を実施する場合で、同一の講師が同一の科目の講義を担当する場合には、同一年度中は講師履歴（参考2）を一度提出すれば、以後講師一覧（参考1）で足りるものとする。（ただし、履歴事項に変更がある場合は、提出すること。）
- 7 講師が資格要件をみたしているかどうかは、事業者が責任をもって確認し、講師履歴の免許の取得年月日欄は、必ず免許証や修了証明書等の原本を確認した上で、年月日まで正確に記入すること。また、職歴欄は、講師が担当科目についての専門性を有していることや事業者が当該講師を推薦する背景が判るように、業務経験・業務内容等について十分な説明を加えること。
- 8 別表に記載の資格は有しないが、担当科目について豊富な経験・知識を有し講師として適任である者については、その経歴等により個別に判断する。
この場合は特に、当該科目の担当として適任であると判断しうる経歴・従事業務内容等を講師履歴に明確に記載すること。
- 9 研修内容の偏りを防ぐため、同一講師が担当する科目は、原則として3科目までとする。
- 10 演習・実習では、各科目の講師要件に準じた補助者を、受講者数・内容等に応じて別紙2「実習及び演習の取扱い」に定める人数以上配置すること。補助者については別表の講師要件に準じるほか、教育内容に関連する業務に原則として3年以上従事している者であること。
- 11 講師の出講状況については、「講師出講確認書（参考3）」により管理し、その写しを実績報告書に添付すること。

別表 講師要件

【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】

・演習のうち「介護技術入門」については、別紙2「実習及び演習の取扱い」に定める人数以上、補助講師を配置すること。

科目名		講師職種例
	サービス提供の基本視点	介護福祉士、社会福祉士、主任居宅介護従業者、居宅訪問介護員、在宅福祉サービスの経験を有する看護師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	障害者(児)福祉の制度とサービス	各法及び制度に関する知識をもち、相談援助等の業務に従事している者、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	高齢者福祉の制度とサービス	
	ホームヘルプサービス概論	居宅介護の経験を有する介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	サービス利用者の理解	社会福祉士、介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、在宅福祉サービスの経験を有する看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	介護概論	居宅介護の経験を有する介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	家事援助の方法	居宅介護の経験を有する介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、栄養士、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	医学の基礎知識	医師、看護師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	心理面への援助方法	社会福祉士、介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、在宅福祉サービスの経験を有する看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
演習	共感的理解と基本的態度の形成	社会福祉士、介護福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	介護技術入門	介護福祉士、社会福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、在宅福祉サービスの経験を有する看護師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	ホームヘルプサービスの共通理解	介護福祉士、社会福祉士、主任居宅介護従業者、主任訪問介護員、在宅福祉サービスの経験を有する看護師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員

【重度訪問介護従業者養成研修課程】

<基礎課程・追加課程・統合課程共通>

・実習については、実習講師以外に講師を補助する者を別紙2「実習及び演習の取扱い」に定める人数以上確保すること。

<統合課程>

・統合課程の喀痰吸引等研修第3号研修の基本研修に相当する科目については、喀痰吸引等研修の実施要件として必要な人数の講師を受講者数に応じて確保すること。

(基礎課程)

科目名		講師要件
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害・疾病、利用者の生活実態と心理、制度とサービス、従業者の職業倫理に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有するもの 【想定する資格等】 重度訪問介護事業所のサービス提供責任者、相談支援専門員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者
	基礎的な介護技術に関する講義	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者
	外出時の介護技術に関する実習	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者

(追加課程)

科目名		講師要件
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の医療的ケアに関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 医師、重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	コミュニケーションの技術に関する講義	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、相談支援専門員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 看護師、保健師、重度訪問介護従業者、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定される資格等】 重度訪問介護従業者、看護師、全身性障害当事者

(統合課程)

科目名		講師要件
講 義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	<p>重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害・疾病、利用者の生活実態と心理、制度とサービス、従業者の職業倫理に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <p>重度訪問介護事業所のサービス提供責任者、相談支援専門員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者</p>
	基礎的な介護技術に関する講義	<p>重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者</p> <p>【想定する資格等】</p> <p>重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者</p>
	コミュニケーションの技術に関する講義	<p>重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者</p> <p>【想定する資格等】</p> <p>重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、相談支援専門員、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</p>
講 義	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	<p>喀痰吸引等の指導に必要な知識及び技能を有する医師、保健師、助産師及び看護師</p> <p>（登録研修機関に登録されている医師、保健師、助産師、看護師）</p>
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	<p>※准看護師、介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が講師の指示の下で講師補助者として携わるのは可能。</p>
演 習	喀痰吸引等に関する演習	<p>喀痰吸引等の指導に必要な知識及び技能を有する医師、保健師、助産師及び看護師</p> <p>（登録研修機関に登録されている医師、保健師、助産師、看護師）</p> <p>※准看護師、介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が講師の指示の下で講師補助者として携わるのは可能。</p>
実 習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	<p>重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者</p> <p>【想定する資格等】</p> <p>重度訪問介護従業者、全身性障害者の直接支援業務に従事する介護職員・生活支援員・看護師・保健師、当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員、全身性障害当事者</p>
	外出時の介護技術に関する実習	<p>重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者</p> <p>【想定する資格等】</p> <p>重度訪問介護従業者、看護師、全身性障害当事者</p>
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	<p>重度訪問介護利用者（全身性障害者）の障害、疾病に関する知識を有するとともに、教科内容を教授しうる能力・経験を有し、介護経験を生かした指導が可能な者</p> <p>【想定する資格等】</p> <p>重度訪問介護従業者、看護師、全身性障害当事者</p>

(行動障害支援課程)

科目名		講師要件	
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	<p><u>強度行動障害の理解</u></p> <p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 ※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。 ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者 	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	<u>研修の意義</u>	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉行政担当者 ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 ※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。 ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者
		<u>支援のアイデア</u>	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 ※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。 ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者
		<u>チームプレイの基本</u>	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 ※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。 ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者
		<u>実践報告</u>	強度行動障害を有する者に実際に支援を提供している事業所等の従事者等
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 ※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。 ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者 	
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習		
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習		

【同行援護従業者養成研修課程】

- 1 視覚障害者の直接支援等の経験を有するなど、実際の「同行援護サービス」提供に必要な知識・技術を有し、それらを教授する能力を有する者であること。
- 2 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員は原則として5年以上の実務経験があること。
- 3 同行援護従業者は原則として5年以上の実務経験があること。（平成23年9月以前に視覚障害者ガイドヘルパーとして従事していた期間も含めてよい。）
- 4 下記に記載した資格等の者であっても、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修」を修了し、「同行援護従業者」の養成に必要な知識・技術の習得をした者であることが望ましい。
- 5 講師のうち少なくとも1名は「視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修」の修了者を配置するなどし、他の講師の担当科目も合わせて適切な内容の研修が実施されるように努めること。
- 6 演習については、演習講師以外に講師を補助する者を、受講者数に応じて、別紙2「実習及び演習の取扱い」に定める人数以上確保すること。

(一般課程)

教 科 名		講師要件
講 義	視覚障害者（児）福祉サービス	視覚障害者（児）の福祉サービスに関する法令及び制度に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
	同行援護の制度と従業者の業務	同行援護の制度と業務内容に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者
	障害・疾病の理解①	視覚障害者（児）の障害・疾病に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視能訓練士、歩行指導員、視覚障害当事者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 同行援護サービス従業者

教 科 名		講師要件
講 義	障害者（児）の心理①	視覚障害者（児）の心理に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、介護経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 歩行指導員、視覚障害当事者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 同行援護サービス従業者
	情報支援と情報提供	同行援護サービスの提供に必要な情報支援・情報提供に関する知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	代筆・代読の基礎知識	同行援護サービスの提供に必要な代筆・代読に関する知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員
	同行援護の基礎知識	視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者
演 習	基本技能	視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者
	応用技能	視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者

(応用課程)

教 科 名		講師要件
講 義	障害・疾病の理解②	<p>視覚障害者（児）の障害・疾病に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者</p> <p>【想定する資格等】 視能訓練士、歩行指導員、 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員、視覚障害当事者 同行援護従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者、盲人歩行訓練員研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</p>
	障害者（児）の心理②	<p>視覚障害者（児）の心理に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者</p> <p>【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員、視覚障害当事者 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者</p>
演 習	場面別基本技能	<p>視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者</p> <p>【想定する資格】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者</p>
	場面別応用技能	<p>視覚障害者（児）施設・生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者</p>
	交通機関の利用	<p>視覚障害生活訓練指導員研修修了者</p>

【行動援護従業者養成研修課程】

科目名		講師要件	
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	<p><u>強度行動障害の理解</u></p> <p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 <p>※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者 	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	<u>研修の意義</u>	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉行政担当者 ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 <p>※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者
		<u>支援のアイデア</u>	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 <p>※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者
		<u>チームプレイの基本</u>	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 <p>※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者
	<u>実践報告</u>	強度行動障害を有する者に実際に支援を提供している事業所等の従事者等	

科目名		講師要件
	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 <p>※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者
	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	<p>強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と、支援に関する実務経験を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）、精神障害者の相談支援業務又は直接支援業務に従事する者 <p>※障害福祉サービス事業所の責任者等が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 <p><資格></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師、臨床心理士 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	
	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	
	記録に基づく支援の評価に関する演習	
危機対応と虐待防止に関する演習		

参考2

講 師 履 歴

年 月 日 現在

担当科目名			専任・兼任 (該当に○)	専任・兼任
ふりがな 氏 名				
現在の所属 と業務内容	所 属			
	業 務 内 容	(年 月～)		
担当科目に 関係のある 経歴	名 称	教育内容(専攻) または担当業務内容	期 間	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
担当科目に 関係のある 資格・免許	名 称		取得年月日	
その他 参考事項				

